

山口県中小企業融資制度要綱

(平成30年4月1日 平30経営金融第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に掲げる業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 小規模企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事

業者については5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの
イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令第1条の2で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(ア及びイに掲げるものを除く。)

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人)以下のもの

(3) 組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等に基づいて設立された組合(信用協同組合を除く。)であって、特定事業を行うものをいう。

(4) 中小企業者等

中小企業者及び組合をいう。

(5) 小規模企業者等

小規模企業者及び組合をいう。

(6) 輸出関連中小企業者

年間総売上高に対する輸出向製品売上高(間接輸出の場合を含む。)比率が20%以上である中小企業者をいう。

(7) 下請事業者

下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第2条第4項に規定する下請事業者をいう。

(8) 指定再生手続開始申立等事業者

破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、負債金額(金融機関からの借入金額を除く。)が3,000万円以上で、かつ、県内に関連中小企業者等を10以上有していること等により、県内の関連中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。

(9) 関連中小企業者等

指定再生手続開始申立等事業者に対して債権(売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。))債権及び前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。)返還請求権をいう。)を有し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

ア 当該債権額が50万円以上であること。

イ 取引依存度が20%以上であること。

(10) 再生可能エネルギー設備等

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を電気等に変換する設備及びその付帯設備をいう。

(11) 常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから1年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるものをいう。

(12) 県内の新規学卒未就職者

平成28年3月以降に山口県内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者をいう。

(13) 若者就職支援センター登録者

山口県若者就職支援センターに求職のための登録をしている者をいう。

(14) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号、第4号及び第6号に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。

(15) 中高年齢者

中高年齢者（45歳以上55歳未満の者）及び高年齢者（55歳以上65歳未満の者で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に規定する高年齢者雇用確保措置の対象となるものを除く。）をいう。

(16) 子育て等で退職した女性

出産・介護等による離職後長期間が経過し、就労経験のない若しくは乏しい女性をいう。

(17) 母子家庭の母又は父子家庭の父等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない女子又は男子で、次に掲げる者のいずれかを扶養するものをいう。

ア 20歳未満の子

イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）別表第2に定める障害がある状態にある子、両親、兄弟姉妹

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項第5号の精神又は身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者

(18) 若年者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 平成30年3月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者あるいは卒業予定である者

イ 平成28年3月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者

ウ 若者就職支援センター登録者

(19) 認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(20) 経営サポート会議

信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者等ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。

(21) 保証協会

山口県信用保証協会をいう。

(22) 取扱金融機関

県内に店舗を有する各銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会及び保証協会と約定書を締結した農業協同組合をいう。

ただし、事業再生支援資金については、保証協会と、事業再生支援資金に係る覚書（以下「覚書」という。）を締結した金融機関をいう。

(23) 商工会議所

商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された法人をいう。

(24) 商工会

商工会法（昭和35年法律第89号）に基づいて設立された法人をいう。

(25) 商工会議所等

商工会議所、商工会及び山口県商工会連合会をいう。

(26) 商工会議所等の長

商工会議所会頭、商工会会長又は山口県商工会連合会会長をいう。

(27) 中央会

山口県中小企業団体中央会をいう。

(28) チケット事業協同組合

中小企業等協同組合法第3条第1号に掲げる組合で、主として組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケット発行及びこれに関連する事業を行うものをいう。

(29) 信用保証

この要綱による融資（以下「制度融資」という。）を受けるに当たって付した保証協会の保証をいう。

(30) 保証付制度融資

制度融資で、融資に当たって信用保証を付したものをいう。

(31) プロパー制度融資

前号に規定するもの以外の制度融資をいう。

（資金の種類及び目的）

第3条 制度融資に係る資金の種類及び目的は別表1の「資金の種類」及び「目的」の欄に掲げるとおりとする。

（融資の対象）

第4条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること。
- (2) 事業税を滞納していないこと。
- (3) 銀行取引停止処分又はでんさい取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証付制度融資にあっては、保証協会の求償権に対して弁済義務を有していないこと。ただし、連帯保証人にあっては、現に弁済中であるなど、その求償権の支払いについて誠意のある場合は、この限りでない。
- (5) 別表1の「資金の種類」の欄に掲げる資金の種類（以下「資金」という。）ごとに、それぞれ同表の「融資対象」の欄に掲げる要件を備えていること。

- 2 (1) 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、組合の構成員たる中小企業者が「県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (2) 「経営基盤強化資金（産業活性化資金、再生可能エネルギー導入資金、雇用創出支援資金、若年者雇用促進資金、女性活躍応援資金、おいでませ山口観光振興資金及び事業円滑化資金）」の融資対象者及び「創業・新事業展開支援資金（新事業展開等支援資金）」の融資対象者（別表1に定める新事業展開等支援資金の融資対象6、8及び9(2)を除く。）に前項第1号の規定を適用する場合には、「原則として6月以上事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (3) 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（事業承継枠）」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとする。
- (4) 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（一般枠）」の融資対象者

については、前項第1号及び第2号の規定は適用しないものとする。

(5) 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（再チャレンジ枠））」の融資対象者については、前項第1号から第4号の規定は適用しないものとする。

ただし、既に再起業している者にあつては、その再起業した事業について、前項第2号から第4号を適用する。

（融資の条件）

第5条 制度融資の条件（資金使途、融資限度額、融資利率、保証料率、融資期間、償還方法、保証人及び担保）は、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

2 保証付制度融資にあつては、保証協会の業務方法書に定める保証金額の最高限度額を超えることはできないものとする。

（認定等）

第6条 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の推薦を受けなければならない。

2 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象2に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ市町長の推薦を受けなければならない。

3 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象4又は5に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。なお、必要に応じて事前に市町長の推薦を受けるものとする。

4 「経営基盤強化資金（おいでませ山口観光振興資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ市町長又は商工会議所等の推薦を受けなければならない。

5 「経営基盤強化資金（地域経済牽引資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ山口県の確認を受けなければならない。

6 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ中央会の推薦を受けなければならない。

7 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（一般枠））」の融資を受けようとする者は、あらかじめ商工会議所等又は起業化支援アドバイザーの推薦を受けなければならない。

8 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（事業承継枠））」のうち別表1に定める当該資金の融資対象2に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ事業引継ぎ支援センターを設置する団体の長の推薦を受けなければならない。

い。

- 9 「創業・新事業展開支援資金（創業等応援資金（再チャレンジ枠）」）の融資を受けようとする者は、あらかじめ早期転換・再挑戦支援窓口を設置する団体の長の推薦を受けなければならない。
- 10 「創業・新事業展開支援資金（生産性向上支援資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ山口県の認定を受けなければならない。
- 11 「創業・新事業展開支援資金（新事業展開等支援資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象9に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ県中小企業支援センター又は商工会議所等の推薦を受けなければならない。
- 12 「経営安定支援資金（経営安定資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1に該当する者として融資を受けようとするものは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けなければならない。
- 13 「経営安定支援資金（経営安定資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象4（商工会議所等推薦分）に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の指導を十分に受けるとともに、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けなければならない。

なお、商工会議所等は、当該指導に際しては、保証協会、取扱金融機関等と密接な連絡をとるものとする。

- 14 前各号に規定する認定申請書、推薦依頼書又は評価申込書の提出を受けた者は、記載内容を確認し、関係機関への確認や調査を行う等適切な処理を行い認定書、推薦書又は評価報告書を交付するものとする。

（融資の申込み）

第7条 制度融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を資金ごとにそれぞれ別表1の「申込先」の欄に掲げる申込先に提出しなければならない。

- (1) 認定書、推薦書又は評価報告書（前条に掲げる資金の融資申込の場合に限る。）
- (2) 事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）
- (3) 保証付制度融資の申込みに当たっては、保証を行うについて保証協会が必要とする書類

（制度融資に対する取扱条件等－保証協会）

第8条 保証協会は、次の各号に定めるところにより、制度融資に係る信用保証を行わなければならない。

- (1) 信用保証に係る条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。

(2) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(制度融資に対する取扱条件等－取扱金融機関)

第9条 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより、制度融資を行わなければならない。

(1) 融資の条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。

(2) プロパー制度融資を行うに当たっては、原則として信用保証を付すことを条件としてはならないこと。

(3) 制度融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならないこと。

(4) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(融資を受けた者の遵守事項)

第10条 制度融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(原資の預託方法)

第11条 県は、制度融資を行うため、予算の範囲内において原資を取扱金融機関に預託するものとする。

ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

2 前項の原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

3 取扱金融機関に対する原資の預託期間は、前項の預託した日から当該年度の末日（知事が別に定めたときは、その期日）までとする。

(原資に対する取扱条件)

第12条 取扱金融機関は、制度融資に係る原資の預託を受けたときは、資金の種類ごとに、預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

(繰上償還)

第13条 知事は、制度融資を受けた者等がこの要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

2 取扱金融機関は、制度融資を受けた者が、前項の規定に該当する場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

(事業再生支援資金に係る取扱金融機関の負担)

第14条 事業再生支援資金について、取扱金融機関は、融資の円滑化を図るため、覚

書の規定に基づき、一定の費用を負担するものとする。

(弾力運用)

第15条 知事は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により制度融資の条件等について変更する必要があると認めたときは、保証協会、中央会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

2 知事は、前項により変更した場合には、速やかに保証協会、中央会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

(報告)

第16条 保証協会及び中央会並びにプロパー制度融資を行った取扱金融機関は、制度融資に係る毎月の保証又は融資の状況を山口県中小企業制度融資状況月報（別記第1号様式又は別記第2号様式）及び当月融資実行明細表（別記第3号様式）により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(調査)

第17条 知事は、制度融資を受けた中小企業者等、保証協会、中央会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

区分 資金の種類		目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
経 営 基 盤 強 化 資 金	産業 活性化 資金	県内における産業の再生強化や生産量等の増加につながる積極的な投資、産業集積を活性化する大規模で先進的な投資などを行う中小企業者等に必要な事業資金を融通することにより、産業力の増強、商店街の振興、地域経済の活性化、都市機能の向上、魅力あるまちづくりの進展及び人口の定住促進を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資計画（経常利益の伸び率が3%以上、直近決算の経常利益が赤字の企業にあっては、概ね3年以内に経常利益を黒字化）を策定し、商工会議所等の推薦を受けたもの 2 個店の魅力化や経営の近代化等、まちづくりの観点から、次のいずれかに該当し、市町長の推薦を受けたもの (1) ショーウィンドー・看板・ブラインドの統一化や特色化等商店街のまちづくりに合わせた店舗の改装等を行おうとするもの (2) 商店街の空店舗を利用して事業を行おうとするもの (3) 空店舗とならないよう事業承継を行おうとするもの (4) テナントミックス実現のため業種転換等を行おうとするもの 3 最近3ヵ月又は6ヵ月又は直近決算の売上高又は経常利益が前年同期に比べて2%以上増加しており、生産量又は販売量の増加につながる積極的な投資を行うもの 4 地域の中核中小企業を行う大規模で先進的な工場の整備等（3億円以上）であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの 5 商業・サービス業等の大型設備投資（3億円以上）で、次のいずれかに該当し、知事が認定したもの (1) 中核都市等の形成に資するもの (2) その他、市町長が推薦するもの	千円 運転 設備 融資対象の1、2及び3 280,000 ただし、運転は50,000を限度とする。 融資対象の4及び5 500,000 ただし、運転は50,000を限度とする。	年% 融資対象の1 5年以内 1.7 (1.5) 5年超10年以内 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8) 融資対象の2、3、4及び5 5年以内 2.0 (1.8) 5年超10年以内 2.1 (1.9) 10年超 2.3 (2.1) 融資対象の4及び5のうち、保証無の場合は 5年以内 2.1 5年超10年以内 2.2 10年超 2.4	
	産 業 活 性 化 資 金	同上	同上	同上	同上	

資 条 件				申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人 担 保			
年% 保 証 付 け の 場 合 は 別 表 2 の と お り	年 以 内 融 資 対 象 の 1、2 及 び 3 運 転 5 (1) 設 備 15 (2) 融 資 対 象 の 4 及 び 5 運 転 5 (1) 設 備 20 (2)	月 賦	保 証 付 の 場 合 は、 保 証 協 会 の 定 め る と ころ に よ る。 保 証 無 の 場 合 は、 取 扱 金 融 機 関 の 定 め る と ころ に よ る。	必 要 に 応 じ て 徴 求 す る。	取 扱 金 融 機 関 融 資 対 象 の 1、 2 及 び 3 各 銀 行、各 信 用 金 庫、各 信 用 組 合、商 工 組 合 中 央 金 庫、山 口 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会、保 証 協 会 と 約 定 書 を 締 結 し た 農 業 協 同 組 合 融 資 対 象 の 4 及 び 5 原 則 と し て、県 内 に 本 店 を 有 す る 各 銀 行、各 信 用 金 庫、各 信 用 組 合、商 工 組 合 中 央 金 庫、山 口 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会、保 証 協 会 と 約 定 書 を 締 結 し た 農 業 協 同 組 合	4 月 1 日 ~ 3 月 31 日

区分 資金の種類		目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
経営 基盤 強化 資金	再生可能 エネルギー 導入資金	太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対して、低利かつ長期の資金を供給し、再生可能エネルギーの利用促進及び地域経済の活性化を図る。	再生可能エネルギー設備等を導入する中小企業者等	運転 設備	千円 280,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	年% 5年以内 1.7 (1.5) 5年超10年以内 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8) (保証無 の場合 は 5年以内 1.8 5年超10年以内 1.9 10年超 2.1)
	雇用創出 支援資金	人材の確保に努め、積極的な事業拡大を行う中小企業者等に対して、低利かつ長期の資金を供給し、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 生産能力の増強、新規需要の開拓等雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの 2 全体の雇用の減少を伴わずに、定年退職等の補充として、平成30年4月以降に1人以上の県内高校・大学等新規学卒(予定)者、県内の新規学卒未就職者又は山口県若者就職支援センター登録者を常用労働者として雇用し、又は今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの 3 県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、管理部門や生産設備を集約するために、今後6ヵ月以内に県外の事業所の常用労働者を県内へ配置転換し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの 4 障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの	運転 設備	280,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 1.7 (1.5) 5年超10年以内 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)
	若年者 雇用 促進資金	若年者の雇用に積極的に取り組む中小企業者等に対して、低利かつ長期の資金を供給し、若年者の雇用の維持・創出及び地域経済の活性化	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 雇用の減少を伴わずに、平成30年4月1日以降に若年者を2人以上常用労働者として雇用しているもの 2 雇用の減少を伴わずに、今後3ヵ月以内に若年者を	運転 設備	280,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)

資 条 件					申 込 先	取扱金融機関	申 込 期 間
保証料率	融資期間 うち 据置期間	償還 方法	保 証 人	担 保			
年% 保証 付き の場 合は 別表 2の とお り	年以内 運 転 5 (1) 設 備 15 (2)	月賦	保証付 の場合は、 保証協会 の定める ところよ る。 保証無 の場合は、 取扱金融 機関の定 めるところ による。	必要に応じて徴求 する。	取扱金融機関	各銀行、各信用 金庫、各信用組 合、商工組合中 央金庫、山口県 信用農業協同組 合連合会、保証 協会と約定書を 締結した農業協 同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とお り	運 転 5 (1) 設 備 15 (2)	月賦	保証協会 の定める ところよ る。	必要に応じて徴求 する。	取扱金融機関	各銀行、各信用 金庫、各信用組 合、商工組合中 央金庫、山口県 信用農業協同組 合連合会、保証 協会と約定書を 締結した農業協 同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とお り	10 (2)	月賦	保証協会 の定める ところよ る。	必要に応じて徴求 する。	取扱金融機関	各銀行、各信用 金庫、各信用組 合、商工組合中 央金庫、山口県 信用農業協同組 合連合会、保証 協会と約定書を	4月 1日 ～ 3月31日

資金の種類	区分	目的	融資対象	融		
				資金用途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
経 営 基 盤 強 化 資 金		を図る。	2人以上常用労働者として雇用する事業計画を有しているもの		千円	年%
	女性活躍 応援資金	女性が働きやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組む中小企業者等を支援するため、雇用環境の改善や女性の職場における活躍促進に向けた取組などに必要な資金の融通を図る。	女性が働きやすい職場環境づくりや女性活躍促進事業計画書に基づく女性の職場における活躍促進のための環境づくりなどに積極的に取り組む中小企業者等（「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐちイクメン応援企業」又は「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る）	運転 設備	50,000 ただし、運 転は20,000 を限度とす る。	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)
	おいでませ 山口 観光振興 資金	「おいでませ山口観光振興条例」の趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした事業活動や、観光旅行者の需要に対応したサービス提供等を行う中小企業者等に必要事業資金を融通することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図る。	次の事業を行う中小企業者等で、市町長又は商工会議所等の推薦を受けたもの 1 観光施設の整備拡充を行うもの 2 その他、県内の観光振興に資する事業を行うもの	運転 設備	280,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 1.7 (1.5) 5年超10年以内 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)
	事業円滑 化資金	中小企業者が必要とする長期事業資金の融通を円滑にして企業経営の安定強化及び合理化を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 取引先の整理倒産等により不良債権が多くなったもの 2 取引条件の悪化又は受注売上げの減少したものの 3 経営改善を図ろうとするもの 4 輸出関連中小企業者 5 下請事業者への支払条件を改善しようとするもの 6 工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等を行うもの	運転 設備	200,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 2.2 (2.0) 5年超10年以内 2.4 (2.2) 10年超 2.5 (2.3)
	地域経済 牽引資金	地域の特性を生かして高い付加価値を創出する中小企業者等が必要な費用を融通し、地域経済の活性化を推進する。	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を実施するもの	運転 設備	280,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 1.7 (1.5) 5年超10年以内 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)
	組合事業 資金	組合が必要とする長期資金の融通を円滑にして経営の合理化及び安定化を図る。	次のいずれかに該当する組合で中央会の推薦を受けたもの〔運転〕 1 共同購入又は共同販売を行うもの 2 共同化・協業化事業を行うもの 3 取引先の整理倒産等によ	運転 設備	250,000 ただし、運 転は50,000 を限度とす る。	5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9)

資 条 件					申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人	担 保			
年%	年以内					締結した農業協同組合	
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 15 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 15 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 15 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
保証 付き の場 合は 別表 2の とおり	運転 5 (6月) 設備 10 (1)	月賦	1人以上必要	必要に応じて徴求する。	中央会	商工組合中央金庫、山口銀行、西京銀行 チケット事業協同組合の場合 各銀行、各信用金庫、各信用組	4月 1日 ～ 3月31日

区分 資金の種類		目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
経営 基盤 強化 資金			り不良債権が多くなったもの 4 取引条件の悪化又は受注 売上げの減少したもの 5 経営改善を図ろうとする もの 6 下請事業者への支払条件 を改善しようとするもの 7 チケット発行及びこれに 関連する事業を行うもの [設備] 1 機械、器具、船舶、構築 物又は建物等の取得(更新、 改造等を含む。)を行うもの 2 共同化・協業化事業を行 うもの 3 工場移転又は事業転換を 行うもの 4 工場緑化を行うもの		千円	年% (保証無 の場合 は 5年以内 2.1 5年超 2.2)
	緊急対策 資金	突発的な経済上 の緊急事態に際し て早急な金融支援 を講ずる。	別に定めるところによる。			
創業 ・ 新事 業展 開支 援 資金	創業等 応援資 金 (一般枠) (責任共 有制度 対象外 資金)	創業の支援体制 を基盤として、創 業予定又は創業者 に対して事業資金 を融通することに より、地域経済の 活性化や地域雇用 の確保を図る。	商工会議所等又は起業化支 援アドバイザーから事業計画 についての推薦を受けた以下の もの 1 1月*以内に新事業を開始 する具体的計画を有するもの (事業を営んでいない個人) 2 2月*以内に新会社を設立 し、事業を開始する具体的計 画を有するもの(同上) ※ 認定特定創業支援事業の 支援を受けているものは6月 3 自らの事業の全部又は一 部を継続して実施しつつ、新 会社を設立し、事業を開始す る具体的計画を有するもの (中小企業者である会社) 4 事業開始日以後、5年未満 の個人 5 事業を営んでいない個人 により設立された会社であ って、設立日以後5年未満の もの 6 会社が、自らの事業の全部 又は一部を継続して実施し つつ、新たに設立した会社で あって、設立日以後5年未満 のもの	運転 設備	35,000 (ただし、A タイプの限 度額とBタ イプの限度 額の合算と する。 I Aタイプ (創業関連保証) 20,000 II Bタイプ (創業等関連保証) 15,000 ※ 融資対象の 1及び2の 場合、同額 の自己資金 が必要	5年以内 1.3【1.0】 5年超 1.4【1.1】 ※【 】書 きは、平成 29年4月 1日以降に 県外から移 住し、県内 で、創業予 定又は創業 後6月以内 のものに限 る。
	創業等 応援資 金 (事業承 継枠)	事業承継に必要 な資金を融通す ることにより、地 域経済の活性化 や地域雇用の確 保を図る。	中小企業者の経営を承継す るため、以下のものが必要と する資金 1 中小企業における経営の 承継の円滑化に関する法律 第12条第1項の規定による 認定を受けたもの 2 事業引継ぎ支援センター 設置団体の長の推薦を受けたもの	運転 設備	100,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)

資 条 件					申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人	担 保			
年%	年以内	(チケ ット 事 業 組 合 の 場 合 月 賦 又 は 一 括)				合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	
別 に 定 め る と こ ろ に よ る。							
別表 2の とおり	10 (1)	月賦	保証協会の定めるところによる。	不 要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日

区分 資金の種類		目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
創業 ・ 新 事 業 展 開 支 援	創業等 応援 資金 (再チャ レンジ 枠) 〔責任共 有制度 対象外 資金〕	事業の廃止又は 会社の解散(以下 「廃業等」とい う。)により事業継 続を断念した経験 を乗り越え、再チャ レンジを行おうと する意欲ある中小 企業者を支援し、再 起業に必要な事業 資金を融通するこ とにより、事業機会 の拡大及び地域経 済の活性化を図る。	再起業を行おうとする中小 企業者又は既に再起業してい る中小企業者であって、次の要 件を全て満たすもの 1 廃業歴等を有する個人(廃 業歴等を有する会社の経営 者であった個人を含む。)又 は廃業歴等を有する個人に より設立された会社である こと 2 申込時点で廃業等の日か ら5年を経過していないも の 3 廃業等の理由が経営の状 況の悪化によるものである こと 4 「早期転換・再挑戦支援窓 口」を設置する団体の長から 事業計画について推薦を受 けたもの	運転 設備	千円 20,000	年% 5年以内 1.5 5年超 1.6
	生産性 向上 支援資金	IoTを活用した新 事業展開に取り組 む中小企業者等が 必要な費用を融通 し、地域経済の活力 維持・活性化及び生 産性向上を推進す る。	中小企業等経営強化法第8 条第1項に規定する承認経営 革新計画に従って、経営革新の ため、IoTを活用した事業で、 投資効果が高く、生産性の向上 に寄与すると認められる生産 性向上計画(経常利益の伸び率 が3%以上、直近決算の経常利 益が赤字の企業にあっては、3 年～5年以内に経常利益を黒 字化)を策定し、県が認めたも の	運転 設備	150,000 〔ただし、運 転は50,000 を限度とす る。〕	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)
	新事業展 開等支援 資金	適正かつ健全な 新事業の開拓や農 商工連携の推進、地 域資源の活用など に積極的に取り組 む中小企業者等に 必要な事業資金を 融通し、研究開発の 事業化、新分野への 進出の促進及び地 域経済の活性化を 図る。	次のいずれかに該当する中 小企業者等 1 知的クラスター創成事業等として山口県の認定を受けて商品開発 等を行うもの 2 中小企業等経営強化法第8条第1項に規定する承認経営革新計画 に従って、経営革新のための事業を実施するもの 3 中小企業等経営強化法第10条第1項に規定する認定異分野連携新 事業分野開拓計画に従って、新連携に係る事業を実施するもの 4 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1 項に規定する認定特定研究開発等計画に従って、特定研究開発等 を行うもの 5 県技術革新計画承認制度実施要綱の規定による承認を受けた技術 革新計画に従って、技術革新のための事業を実施するもの 6 農商工等連携促進法第4条又は中小企業地域資源活用促進法第6 条に基づく事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けたもの 7 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による指定を受け た業種に属する中小企業者等であって、新たに経営の多角化を図る ことにより、これまで行っていた事業が属する業種と異なる業種に 属する事業(業種の認定は日本標準産業分類の大分類による。)に かかる売上高の割合が全体の概ね10%以上を占めることが見込まれるもの 8 次のいずれかに該当する中小企業者等であって、県産品の消費や 利用を促進する事業を行うもの	運転 設備	100,000 〔ただし、運 転は50,000 を限度とす る。〕	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)

資 条 件					申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人	担 保			
年% 別表 2の とおり	年以内 10 (1)	月賦	保証協会の定めるところによる。	不 要	取扱金融機関 保証協会	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月 1日 ～ 3月31日

資金の種類	区分	目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
創業・新事業展開支援資金			<p>(1) やまぐち食彩店、販売協力店又は販売協力専門店として開設されたもの</p> <p>(2) 「山口海物語」又は山口県農畜産物シンボルマーク（加工品）商品もしくはやまぐち農山漁村女性起業統一ブランドの認定を受けたもの</p> <p>(3) 新事業分野開拓事業者として認定を受けたもの</p> <p>(4) 公共工事地産地消推進モデル事業の検証製品として認定を受けたもの</p> <p>(5) やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業の事業計画(以下「6次産業化・農商工連携事業計画」という。)の認定を受けたもの</p> <p>9 県中小企業支援センター又は商工会議所等からビジネスプランについての推薦を受けて、次のいずれかを行うもの</p> <p>(1) 研究開発の事業化や新分野への進出など新たな取組</p> <p>(2) 事業計画又は6次産業化・農商工連携事業計画の認定を受けようとする取組等、農商工連携や地域資源活用による事業展開</p>			
	海外ビジネス展開支援資金	中小企業者等が、経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開する事業資金を融通し、中小企業者等の活力ある成長及び発展を図る。	海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、輸出入商談会への参加、国内外展示会及び国際博覧会への出展、海外での営業活動、海外販売コーナーの設置、事業化可能性調査等、海外市場販路開拓及び拡大等のために資金を必要とする中小企業者等	運転	千円 10,000	年% 1.7 (1.5)
小規模企業支援資金	小規模企業支援資金	小規模企業者が必要とする長期資金の融通を円滑にして、企業経営の安定強化及び合理化を図る。	小規模企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの	運転 設備	25,000 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは80,000を限度とする。	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)
	小規模企業支援小口資金 (責任共有制度対象外資金)	小口零細企業保証制度（全国統一保証制度）を活用し、小規模企業者が必要とする小口の資金を融通することにより、企業経営の安定強化及び合理化を図る。	健全な経営の維持発展が見込まれる小規模企業者であって、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円以下となるもの	運転 設備	20,000	5年以内 1.5 5年超 1.6
	短期サポート資金	小規模企業者等及び中小企業者の一時的な資金需要に対応する短期運転資金を融通することにより、小規模企業者等及び中小企業者の経営の安定を図る。	商品仕入、諸決済（支払手形、買掛金又は未払金の決済）又は賞与支給等のため、一時的に資金を必要とする小規模企業者等及び中小企業者	運転	8,000 ただし、不況業種は10,000、組合は48,000を限度とする。	1.9 (1.7) (保証無の場合) は2.0

資 条 件					申 込 先	取扱金融機関	申 込 期 間
保証料率	融資期間 うち 据置期間	償還 方法	保 証 人	担 保			
年%	年以内						
別表 2の とおり	5 (1)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (6月) 設備 7 (6月)	月賦 又は 一括	保証協会の定めるところによる。	原則不要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日
保証 付き の 場 合 は 別 表 2 の と お り	6月	月賦 又は 一括	保証付の場合は、保証協会の定めるところによる。 保証無の場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日

区分 資金の種類		目的	融資対象	融		
				資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
経営 安 定 支 援 資 金	経営安定 資金	取引先の倒産、 事業活動の制限、 取引金融機関の破 綻、自然災害等に よって経営の安定 に支障を生じてい る中小企業者等 や、倒産のおそれ のある中小企業者 等で経営的に再建 の見込みのあるも のに長期資金を融 通することにより 、経営の安定及び 倒産の回避を図 る。	次のいずれかに該当する中 小企業者等 1 中小企業信用保険法第2 条第5項第1号から第8号 の規定に基づき、その住所 地を管轄する市町長の認定 を受けたもの 2 災害等突発的な事態の生 起又は社会的・経済的環境 の急激な変化により経営の 安定に支障を生じているも の 3 指定再生手続開始申立等 事業者に債権を有する関連 中小企業者等であって当該 債権の回収が困難なため経 営の安定に支障を生じてい るもの 4 経営の安定に支障を生じ た中小企業者で、経営の危 機を克服する見込みがある ものとして商工会議所等 の長の推薦を受けたもの	運転 設備	千円 80,000	年% 5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)
	経営力 強化支援 資金 (責任共 有制度 対象 資金)	経営力強化保証 制度(全国统一保 証制度)を活用 し、中小企業者等 が、金融機関及び 認定経営革新等支 援機関の支援を受 けて策定した事業 計画を実施するた めに必要とする事 業資金を融通す ることにより、経 営力の強化を図る。	金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けなが ら、自ら事業計画の策定並び に計画の実行及び進捗の報告 を行う中小企業者等	運転 設備	280,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)
	事業再生 支援資金 (責任共 有制度 対象 資金)	事業再生計画実 施関連保証(全国 統一保証制度)を 活用し、中小企業 者等が早期に事業 再生に取り組むた めに必要な資金を 融通することによ り、事業再生の促 進を図り、もって 地域経済の振興に 資する。	以下に掲げるいずれかの計 画(当該計画に係る債権者全 員の合意が成立したものに限 る。)に従って事業再生を行 い、金融機関に対して計画の 実行及び進捗の報告を行う中 小企業者等 1 (独法)中小企業基盤整備 機構(中小企業再生支援全 国本部)の指導又は助言を 受けて作成された事業再生 の計画 2 認定支援機関(中小企業 再生支援協議会及び産業復 興相談センター)の指導又 は助言を受けて作成された 事業再生の計画 3 特定認証紛争解決手続 (産業競争力強化法第2条 第16項に規定)に従って作 成された事業再生計画	運転 設備	280,000 (ただし、 組合等は 480,000を 限度とする。)	取扱金融機関 所定の利率

資 条 件					申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人	担 保			
年% 別表 2の とおり	年以内 10 (2)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。 〔融資対象3及び4に係るものは原則不要〕	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	運転 5 (1) 設備 7 (1) 〔ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10(1)とする。〕	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、保証協会と約定書を締結した農業協同組合	4月1日 ～ 3月31日
別表 2の とおり	15 (1)	月賦	保証協会の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	保証協会と覚書を締結した金融機関	4月1日 ～ 3月31日

区分 資金の種類	目的	融資対象	融		
			資金 使途	融資限度額	融資利率 ()内は責任共有制度 対象外の場合
		4 ㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画 5 ㈱地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 6 ㈱東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 7 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 8 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 9 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの 10 (独法)中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 11 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画		千円	年%

- ※1 融資期間が10年を超える資金について、中小企業者等は借入時に10年を超える時点での金利見直しを
 ※2 「経営力強化支援資金」及び「事業再生支援資金」について、責任共有制度の対象除外となる保証協
 100%の保証を含む。)を借り換える場合(保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場

資 条 件					申 込 先	取 扱 金 融 機 関	申 込 期 間
保 証 料 率	融 資 期 間 う ち 据 置 期 間	償 還 方 法	保 証 人	担 保			
年%	年以内						

選択できる。

会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。

別表 2

保 証 料 率

- 1 信用保証が中小企業信用保険法（以下この表において「法」という。）第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合を除く。）。ただし、「経営力強化支援資金」については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する（申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合を除く。）

中小企業の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて保証協会が適用した区分に応じた保証料率

(単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有外保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

- 2 信用保証が法第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合に限る。）

(単位：年%)

責任共有保証料率	0.88
責任共有外保証料率	1.08

- 3 信用保証が上記1及び2以外の保険に係るもの
保証種別に応じた保証料率

(単位：年%)

保 証 種 別	保 証 料 率
災 害 関 係 保 証	0.65
特別小口保険に係る保証	0.65
経 営 安 定 関 連 保 証	0.65
創 業 関 連 保 証	0.65
創 業 等 関 連 保 証	0.65
事業再生計画実施関連保証	責任共有制度対象 0.65 (責任共有制度対象外0.85)
そ の 他 の 保 証	保証協会所定の保証料率-0.15% (ただし、下限を0.65%とする。)

注1) 上記1～3の保証料率については、いずれも融資額(貸付金額)に対する年率(%)。

注2) 特別小口保険に係る保証の保証料率については、特定非営利活動法人の場合、0.56(責任共有制度対象)。

別記

第1号様式（保証協会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（平成 年度 月分）

山口県信用保証協会

（金額 単位：千円）

資金の種類	保証 承諾 年度	前月末保証 債務残高(A)		区 分	保証 申 込		保証 承 諾		融資実行(B)		償 還(C)		代位弁済(D)		当月末保証 債務残高(E)	
		件数	金 額		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												

（注） (A) + (B) - (C) - (D) = (E)

第2号様式（金融機関及び中央会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（平成 年度 月分）

（金融機関名 ）

（金額 単位：千円）

資金の種類	前月末融資残高(A)		区 分	保 証 申 込		融 資 実 行 (B)		償 還 (C)		当 月 末 融 資 残 高 (D)		備 考
	件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									

- (注) 1. (A) + (B) - (C) = (D)
 2. 経営基盤強化資金(組合事業資金)において、チケット事業協同組合と他の組合に係る貸付はそれぞれ区分して記入すること。

第3号様式（保証協会、金融機関及び中央会共通）

当 月 融 資 実 行 明 細 表

資金の種類	業 種	企 業 名	資本金 (千円)	従業員数	所 在 市 町	申込金額 (千円)	融資金額 (千円)	資金使途	融資期間 (据置)	信用保証 の有無	備 考

- (注) 1. 業種は、日本標準産業分類の中分類で記載すること。
 2. 資金使途は、運転、設備又は運転・設備と記載すること。
 3. 融資期間は月単位で記載すること。
 4. 当月中に融資実行したのについて記載すること。